

(参考)

<指定医療機関>

生活保護法上の保護の種類のうち、医療扶助は、現物給付を原則としています。医療扶助のための医療を担当する医療機関は申請により都道府県知事の指定を受けるとされており（法第49条）、指定を受けた者を指定医療機関といいます。

<医療の給付の流れ>

